備考
イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。
ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。
ハ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。
一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
二　旧認定の日
三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。
一　法第九条第三項の認定の日
二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
五	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
六	特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
七	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成二十九年九月三十日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十九年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	
八	特定水力発電設備であって、その出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十二円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考　第一項の表中の「備考」に同じ。

（地熱発電設備に係る調達価格等）

第五条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における地熱発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。
一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日
二　旧認定の日
三　当該設備に係る調達期間の起算日前の旧変更認定（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において行われた当該設備の大幅な出力の変更（当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において行われた当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日